

令和8年度 品川区立第三日野小学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

第1章 基本的な事項

1 基本方針の策定目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身または財産に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「品川区立第三日野小学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）は、本校におけるいじめの根絶に向けた取組について、本校、品川区（以下「区」という）および、品川区教育委員会（以下「区教育委員会」という）、児童およびその保護者、地域住民その他関係機関が連携の下、地域社会一丸となって取り組むよう、「品川区いじめ防止対策条例」（以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。なお、この基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第13条に規定する「学校いじめ防止基本方針」に位置付けられるものである。

2 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、および他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行わなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命および心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、本校、区および、区教育委員会、保護者、地域住民ならびに関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

3 本校および教職員の責務

本校および本校の教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民および関係機関との連携を図りつつ、本校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対応する責務を有する。

4 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、条例第2条第1項に規定のとおり、本校に在籍する児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為

対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。これは、法第2条第1項に規定する「いじめ」と同義である。

個々の行為が「いじめ」に該当するか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。

いじめには、多様な態様があることに鑑み、条例の対象となるいじめに該当するか否かの判断に当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することのないよう留意する必要がある。具体的には、いじめを受けた児童の中には、本人がそれを否定する場合も多々あることから、いじめを受けた児童の表情や様子、周辺の状況等を踏まえ、いじめの定義に基づき判断する必要がある。また、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らず心身の苦痛を感じるに至っていない場合においても、いじめと同様に対応する必要がある。

- いじめの定義には、次の①から④の要素が含まれている。
 - ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童であること。
 - ② AとBの間に一定の人間関係が存在すること。
 - ③ AがBに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと。
 - ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること。
- 具体的ないじめの態様として、以下のようなものがある。
 - 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - 金品をたかられる
 - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

5 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命、心身または財産に重大な危険を生じさせうる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば、無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

6 いじめの根絶

上記5で述べたとおり、いじめは、児童の生命、心身または財産に重大な危険を生じさせうるものであるから、本校は、学校教育関係者、児童およびその保護者、地域住民その他関係機関と連携し、および協力して、いじめの未然防止・早期発見・早期解決を図るな

ど、地域社会一丸となっていじめの防止等のための対策に努め、いじめの根絶に取り組んでいく必要がある。

本校は、家庭、地域および関係機関との連携強化を図り、学校全体でいじめ問題を根絶することを誓い、平成26年1月14日に「いじめ根絶」を宣言した。

第三日野小学校「いじめ根絶宣言」

- 一、私達はいじめを絶対にしません。
- 一、私達はいじめを絶対に見のがしません。
- 一、私達はいじめのない学校を必ずつくります。

平成26年1月14日 品川区立第三日野小学校 企画委員会

7 いじめの禁止等

いじめは、重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。全ての児童は、いじめを行ってはならない。

児童は、いじめを受けていると思うときは、保護者、本校の教職員または関係機関等に報告するよう努める。また、児童は、他の児童がいじめを受けているときまたはいじめを受けていると思うときは、いじめを傍観せず、保護者、本校の教職員または関係機関等に報告するよう努める。

8 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校は、区および区教育委員会および、家庭、地域ならびに関係機関との連携を図りながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を基本として、以下のとおりいじめの防止等の取組を推進していく。

(1) いじめへの対応

ア いじめの未然防止

いじめは、重大な人権侵害であり、どの児童にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。

全ての児童をいじめに向かわせることなく、学校の教育活動全体を通じて「いじめはどんな理由があっても決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心を培うなど、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない風土づくりのために、本校が継続的に未然防止の取組を進めていく。

イ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間、場所、形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、

いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、本校、区および区教育委員会は、児童がいじめを相談しやすい環境を整備するとともに、家庭や地域と連携して児童を見守っていく。

ウ いじめへの早期対応

いじめまたはいじめの疑いがあることが確認された場合は、本校は、速やかにいじめを受けた児童やいじめの通報をした児童の安全を確保した上、いじめの事実の有無の確認を行うため、調査その他必要な措置を講じるものとする。

いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、および再発を防止するため、いじめを受けた児童およびその保護者に対する支援ならびにいじめを行った児童への学校による指導またはその保護者に対する助言等を継続的に行うほか、事案に応じて関係機関との連携を図りながら対応する。

いじめへの対処にあたり、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、早期に警察と連携しこれに対処するものとし、その被害を受けた児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求めなければならない。

(2) いじめの防止等のための連携

ア 家庭および地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校において家庭および地域との連携が必要である。本校は、学校だよりや本校ホームページに「基本方針」を掲載することはもとより、年度当初の保護者会や校区教育協働委員会等において、学校のいじめの防止等に係る取組について説明し理解を求めるほか、市民科授業地区公開講座や学期ごとの保護者会等の機会を捉えていじめの問題について話し合う機会を設けるなど、いじめの問題について保護者や地域と連携した取組を推進していく。

イ 関係機関との連携

いじめには、児童本人の状況や人間関係、生活環境など様々な要因が絡み合っていることがあり、本校では解決が困難なものもある。いじめの解決には、これらの要因を適切に解決していく必要がある、本校以外の関係機関（警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、保健センター、児童センター、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）との連携が必要である。そして、連携においては、単なる情報交換だけでなく、相互に一体的な対応を図っていくことが重要であるから、区および区教育委員会の指示を仰ぎつつ、平素からこうした関係機関の役割や特徴などの理解に努めるとともに、関係機関の担当者と積極的に意見交換を図るなど、連携した組織体制づくりに努めるものとする。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断することはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の「いじめの解消と判断するための2つの条件」が満たされている必要がある。ただし、2つの条件が満たされている場合であっても、必要に応じて、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況などいじめを受けた児童の様子や心情を確実に把握し、安心して生活ができるようになるまで支援を継続する。

なお、いじめが解消されたかどうかについては、本校の教職員など個人が行うのではなく、「いじめの解消と判断するための2つの条件」が満たされていることを含め、学校いじめ対策組織である「学校いじめ対策委員会」など組織においていじめを受けた児童の状況等を総合的に考慮し、判断する。

【いじめの解消と判断するための2つの条件】

条件①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、校長、学校いじめ対策委員会など組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。本校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童およびいじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、あらためて相当の期間を設定して状況を注視する。

条件②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童が当該いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

文部科学省

「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日制定）」参照

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校は、当該いじめを受けた児童およびいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察する必要がある。

第2章 いじめへの取組

第1節 本校における取組

1 学校いじめ防止基本方針と組織的対応

（1）学校いじめ防止基本方針の策定と周知

本校は、「法」「条例」「品川区いじめ防止対策基本方針」ほか「東京都いじめ防止

対策基本方針」の趣旨を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止に努める。また、「学校いじめ防止基本方針」を実効性のあるものとするため、本校は、いじめ防止等に関する指導の年間計画等の作成を行う。

「学校いじめ防止基本方針」については、本校ホームページで公表し、入学時や各学年度の開始時に、児童・保護者に説明するなど周知する。

(2) 学校いじめ対策組織「学校いじめ対策委員会」の設置と組織的対応の推進

ア 「学校いじめ対策委員会」の設置

本校は、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための学校いじめ対策組織として、「学校いじめ対策委員会」を置く。構成員は、管理職、スクールカウンセラー、生活指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、学年主任、学級担任、教科担任、学校医等の教職員が参画できるようにする。

イ 「学校いじめ対策委員会」の体制

「学校いじめ対策委員会」は常設の組織とし、月1回以上定期的に開催するほか、いじめの事案や重大性に応じて、適宜開催するものとする。いじめが疑われる行為の発見やいじめの相談・通報があった場合には、速やかに開催できるように体制を整えておく。

ウ 「学校いじめ対策委員会」の役割

いじめを重大化させないため、学校いじめ対策委員会がいじめ対応にあたり、平時から実効的な役割を果たす。

- ・ 定例会議（月1回）の設定と会議録の作成・保管
- ・ いじめの防止等に関する教員研修（年3回）や授業（年3回）、1人1台端末を活用した各種調査の実施等の年間計画の作成・実施
- ・ いじめの早期発見につながる1人1台端末を活用した各種調査の分析
- ・ 所属職員等からの情報収集・情報共有・全教職員への周知徹底
- ・ いじめが疑われる行為やいじめの報告があった際の調査の実施
- ・ いじめの定義に基づいたいじめの認知および重大事態の認定
- ・ いじめの解消に向けた対応方針の協議
- ・ いじめの解消に向けた支援と指導
- ・ 児童、保護者等に対応する教職員等への指導・助言
- ・ 議事録、調査結果および対応記録等の記録の保管（5年保存）・引継ぎ
- ・ 学校評価の実施と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

エ 重大事態が発生した場合の体制

重大事態が発生した場合において、本校は、条例第21条第1項の規定により、速やかに区教育委員会に報告するとともに、「学校いじめ対策委員会」を開催し、事実関係を明確にするための調査を実施する。本校がいじめへの対応で判断に迷う場合や、児童および保護者が学校調査に納得していない場合等は、区教育委員会に相談

のうえ弁護士等の助言を受けるなど、本校と区教育委員会が連携した対応を検討する。

2 いじめの防止等に関する取組

本校は、区教育委員会と連携して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。以下に各段階における取組例を示す。

(1) いじめの未然防止

本校は、道徳教育および人権教育を推進するとともに、児童（企画委員会）による主体的な取組や学校行事等における体験学習の充実を図ることで、豊かな情操と道徳心を培い、児童がいじめはどんな理由があっても決して許されないことを自覚できるよう努める。また、いじめが起きにくい学校風土の醸成に努める。具体的には以下のとおり取り組む。

- ・「いじめはどんな理由があっても絶対に許されない」という意識を学校全体で醸成する。
- ・市民科学習等を通じて、「いじめ防止等に関する授業」（いじめ予防プログラム）を意図的・計画的に、年3回以上実施し、児童がいじめの定義を理解し、主体的にいじめ問題について考え対応できるようにする。本校の教育活動全体を通じて、道徳教育および人権教育を推進し、人権や多様性を尊重する心情を育て、いじめをしない、させない、見逃さない資質・能力を育てる指導を年間通じて行う。
- ・「生徒指導提要」に基づき、児童が安全・安心に学校生活を送ることができるように、本校の教育活動全体で生徒指導の4視点である「自己存在感の感受」、「共感的な人間関係の育成」、「自己決定の場の提供」、「安全・安心な風土の醸成」を意識し、児童の適切な行動に着目して認め、励ます前向き行動支援を行い、いじめが起きにくい学校風土を醸成し、児童のウェルビーイング向上を図るように努める。特に、教職員を含め、児童にかかわる大人は、よい行動モデルを提供できるように率先して範を示すように努める。
- ・いじめが起きにくい学校風土の醸成を目指すために、「学校風土調査」を年2回実施し、学校風土を見える化し、学校の教育活動および教師の支援について振り返り、改善を図っていく。
- ・本校と保護者・地域住民ならびに保護者同士の緊密な連携・協力を推進するため、家庭訪問や保護者会、学校だより、本校ホームページ等で、本校がいじめの未然防止に努める姿勢を示し、信頼関係を築く。
- ・学校間および校種間での連携を強化し、入学児童および転入児童の状況について、いじめや不登校等の実態の有無について確認し、児童情報を確実に学校間および校種間で引き継ぎ、未然防止に努める。

(2) いじめの早期発見

本校は、児童との日頃からのかかわりを大切にするとともに、家庭等との連携を

密にすることにより、児童からの相談を受けやすくしたり、保護者や地域住民および関係機関からの情報提供を得やすくしたりするよう努める。具体的には以下のとおり取り組む。

- ・児童および保護者がいじめを相談しやすいよう、日頃から学級担任および学年教員は児童および保護者との信頼関係を構築するとともに、校内でのさまざまな相談体制を整備し、保健室や相談室等の校内の相談窓口について周知する。
- ・学級の様子と早期のいじめの実態把握を行うために、1人1台端末を活用した各種調査を実施する。
- ・各種調査からの相談において、児童からいじめの疑いがある行為および心身の苦痛等の被害申告や目撃申告があった場合、聞き取りを実施して対象児童からの心身の苦痛の訴えがなかったとしても、置かれている人間関係の中で「自分が悪い」と考えていたり、「話すことが恥ずかしい」「心配させたくない」「悟られたくない」など本人の性格や考えから心身の苦痛が表現されなかったり、「仲直りしたから大丈夫」などと過小に表現されることがあるため、表面的にとらえ、心身の苦痛はなかったと判断してはいけない。本校として、児童の人間関係および性格を考慮し、心身の苦痛を見落とすことがないように努めるとともに、明らかな人権侵害に当たる行為が確認された場合は、いじめとして介入・指導するよう見逃さないようにする。
- ・児童が直接相談できる窓口として、1人1台端末を活用したいじめ相談フォームアプリ、区のいじめ相談対策室等について周知する。

(3) いじめの早期対応

本校は、学校いじめ対策組織である「学校いじめ対策委員会」を中核とし、いじめを積極的に認知し、区教育委員会、家庭、地域および関係機関と連携しながら具体的な対応および支援策を早期に講じ、いじめの解消に努める。具体的には以下のとおり取り組む。

- ・いじめの疑いがある行為を発見または報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ対策委員会」の構成員に報告・連絡・相談を行い、「学校いじめ対策委員会」を速やかに開催する。「学校いじめ対策委員会」で情報収集、児童への聞き取りやアンケート調査等を実施し、いじめの有無の事実確認を行う。いじめの定義に該当する場合は、「学校いじめ対策委員会」にて、いじめを認知し、具体的な対応の在り方について協議し、校長が決定する。
- ・いじめを受けた児童およびいじめを知らせてきた児童の安全の確保を行うとともに、教育的配慮のもと、いじめを行った児童への指導を徹底する。
- ・児童への聞き取りに当たっては、いじめを受けた児童およびいじめを行った児童の双方に聞き取りを行うだけでなく、周囲にいた周辺児童への聞き取りを行い、事実を十分に確認し、記録を取っておく。その際、いじめを受けた児童がづらい記憶を思い出す場合があるため、スクールカウンセラーと連携し、本人の気持ちに寄り添いながら丁寧に聞き取りを実施する。
- ・対応経過については、全ての事例について「学校いじめ対策委員会」が定めた共通の様式に従って記録を作成し、全教職員が確認できる方法で保管する。

- ・記録は、事実確認をもとに、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に対して」「何を」「どうしたか（どのような対応を行ったか）」など、事実や対応が時系列で明確に分かるように作成する。
- ・いじめを受けた児童の保護者およびいじめを行った児童の保護者の双方に、事実関係と本校の対応方針を丁寧に説明し、いじめを受けた児童への支援内容や、いじめを行った児童への指導、再発防止に向けた取組について理解を得る。その際、本校は保護者との信頼関係を構築しながら、いじめの解消、いじめを受けた児童の支援、いじめを行った児童への指導に向けて一緒に解決を図る姿勢を示す。
- ・本校だけでは解決が難しい状況になると予測される場合、早い段階で区教育委員会に相談し、指導主事・区教育委員会による支援チームや弁護士等に助言をもらうなど、区教育委員会および関係機関との連携を図り、組織的な対応に努める。
- ・校区協働委員会にいじめが発生したことを報告するとともに、早期解決に向けた連携・支援を求める。

(4) 重大事態につながらないための対応（いじめを重大化させないための対応）

ア いじめを受けた児童の安全確保と不安解消

- ・授業中や休み時間に、複数の教職員が目を離さず観察を行ったり、必要に応じて、登下校時に教職員等が付き添ったりして、確実に安全を確保する。
- ・登校できていない場合には、学級担任をはじめ、学年の教職員等による電話連絡や家庭訪問を適宜行うとともに、学校としてできる学習支援や校内別室等の居場所について説明し、学習保障を速やかに行う。
- ・いじめを行った児童のいじめ行為がエスカレートすることにも留意し、いじめを受けた児童に寄り添い、教職員全体で断固として、いじめを受けた児童を守り抜く姿勢を明確にする。
- ・心理的ストレスや不安を解消するため、スクールカウンセラーとの面談等により心のケアを行う。

イ いじめを行った児童に対する組織的・計画的な指導および観察

- ・「学校いじめ対策委員会」が、長期的な視点からの対応方針を定め、教職員による単発的な指導にとどまらない組織的・継続的な指導を行う。
- ・状況に応じてスクールカウンセラーと連携し、いじめを行った児童へのアセスメントを行うなど、いじめの行為を行う背景を配慮しながら、指導の充実を図る。
- ・いじめを行った児童の保護者と連携し、学校の指導方針を丁寧に説明した上で、家庭での指導を依頼する。家庭での指導が困難な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが心理的な面や福祉的な面からの支援を行う。
- ・いじめを行った児童が自身の行為をいじめと認識しておらず、いじめを受けた児童が精神的な苦痛を感じている場合は、いじめを行った児童に相手が苦痛を感じていることを理解させた上で、適切な相手との関わり方について考えさせるなど、行為の内容や状況を踏まえた指導を行う。

ウ いじめを受けた児童およびいじめを行った児童の保護者の理解に基づく対応

- ・いじめの対処に当たり、学校の教職員、保護者（家庭）が、いじめについての共通認識をもって、対処できるよう関係保護者へ「基本方針」の趣旨を丁寧に説明する。また、児童が安心して学校生活を送ることができるようにすることを目指し、学校として組織的に対応していくことについて、保護者の理解を得る。
- ・「学校いじめ対策委員会」の構成員が、それぞれの保護者に対して、正確な事実に基づき、互いの児童にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定する。なお、「学校いじめ対策委員会」が協議の場を設定する場合は、事前に安易な加害児童の謝罪、当事者同士の表面上の和解が目標ではないという共通理解のもと、保護者の十分な理解を得て設定するように留意する。

エ 学校関係者や地域、関係機関と連携した対応

- ・PTA役員会、校区教育協働委員会、「学校サポートチーム」会議等を必要に応じて開催し、保護者、地域および関係機関への支援を依頼する。
- ・地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、町会・自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）による声掛け、見守りを要請する。
- ・児童相談所および子ども家庭支援センター等の関係機関と連携した対応を図る。
- ・児童センター、すまいるスクール等の職員による声掛け、見守りおよび支援体制について連携を図る。
- ・インターネットを通じて行われるいじめについて、区教育委員会および関係機関と連携し、迅速に対応し、拡散等の二次被害を防ぐ。

オ 警察への相談・通報

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、被害を受けた児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものがある。こうした場合には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

第2節 雑則

1 情報の共有

本校は、いじめへの対処にあたり取得した個人情報について、当該いじめの解決を共通の目的として、その目的を達成するために必要な範囲に限り当該個人情報を共有することとする。

2 その他

本校は、区および区教育委員会と連携して、この方針に基づくもののほか、必要に応じていじめ防止対策について対応を検討する。

第3章 重大事態への対処

1 重大事態の定義

いじめの重大事態は、法第28条第1項において次のように定義されている。

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（同項第1号「生命、心身または財産重大事態」という）

○いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（同項第2号「不登校重大事態」という）

2 重大事態の判断

本校は、重大事態に該当する可能性のある事案を把握した場合、速やかに「学校いじめ対策委員会」を開催し、次の各項の例を参考にしながら、重大事態の定義に基づき、重大事態に該当するかどうかの判断を行う。

区教育委員会は、本校が重大事態に該当するかどうかの判断に迷う場合や、本校が重大事態と判断しなかった場合においても、重大事態と認定することができる。

なお、重大事態に係る対処は、本校の設置者である区教育委員会と本校の密接な連携・協力の下に行う必要がある。このことから、校長が重大事態の発生か否かの判断に迷う時などは、区教育委員会と協議の上、迅速かつ適切に判断する。

その際、校長は、これまで確認されている事実経過等の詳細について、区教育委員会に情報を提供する。

本校がいじめ重大事態の判断に迷う場合や、児童およびその保護者が学校調査に納得していない場合等は、区教育委員会に相談のうえ弁護士等の助言を受けるなど、本校と区教育委員会が連携した対応を検討する。

【いじめの重大事態の判断事例等】

ア 「生命、心身または財産に重大な被害」が生じた場合の判断

○児童等が自殺を企図した場合

（例）・軽傷で済んだものの自殺を企図した。

○身体に重大な障害を負った場合

（例）・暴行を受け、骨折した。

・投げ飛ばされ脳震盪となった。

・殴られて歯が折れた。

○精神的に重大な被害を被った場合

（例）・多くの児童の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。

・わいせつな画像や顔写真の加工画像をインターネット上で拡散された。

○精神性の疾患を発症した場合

（例）・リストカットなどの自傷行為を行った。

・心的外傷後ストレス障害と診断された。

・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。

・意識を失うまたは過呼吸等で倒れるようになり救急搬送された。

○金品等に重大な被害を被った場合

(例)・複数の児童から金銭を強要され、総額1万円を渡した。

・スマートフォンを水に浸けられ壊された。

イ 「児童が相当の期間欠席」をしている場合の判断

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、区教育委員会と本校の判断により迅速に調査に着手する必要がある。

また、欠席が続き、本校へは復帰ができないと判断し、転学した場合も重大事態として扱う。

ウ 児童およびその保護者からの申立てにより疑いが生じた場合の判断

いじめを受けた児童およびその保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあり、上記の例に類する重大な被害が生じていることが疑われる場合は、「いじめにより重大な被害が生じた疑いがある」ものとして調査・報告に当たることが求められる。

一方で、児童およびその保護者から、重大事態の申立てを受けたが、本校が児童へいじめの事実等を確認できない場合には、児童の早期支援と同時に、まずは学校いじめ対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行う。

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）参照

3 重大事態発生の報告

重大事態の発生が確認されたまたは疑いがある場合、本校は、速やかに電話にて区教育委員会に重大事態の発生を報告する。その上で、数日以内に、学校いじめ対策委員会における調査報告を文書にて区教育委員会教育長あてに重大事態発生の経緯を報告する。

4 重大事態発生時の対応

(1) いじめを受けた児童の安全確保・不安解消のための支援

ア 本校の組織的な対応による安全確保と不安解消

- ・いじめを受けた児童が二度といじめを受けることがないように、全教職員の総力により、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保する。
- ・本校は、校長のリーダーシップの下、区教育委員会の助言を受け、いじめを受けた児童の身体への被害、財産への被害、精神的な被害の完全な回復と不安の解消のために、組織的な支援を行う。
- ・本校の指導により、いじめを行った児童によるいじめの行為が行われなくなっても、いじめを受けた児童の不安が解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまでは、継続的な支援を行う。

イ 保護者への説明

- ・本校は、いじめを受けた児童の保護者に対して、いじめ重大事態の認定と区教育委員会への報告および調査の実施について説明を行う。また、事案の事実関係を明らかにする調査の結果等の情報を提供する。
- ・本校は、いじめを行った児童およびいじめを行った疑いのある関係児童の保護者に対しても、いじめ重大事態の認定と区教育委員会への報告および調査の実施について説明を行う。
- ・本校は、調査結果とともに、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるようにするための方策について、保護者に説明し、意見を聴取して理解を得るとともに、対応の結果等どのように状況が改善されたかを定期的に報告する。

ウ 外部人材や関係機関との連携

- ・いじめを受けた児童が受けた身体への被害については、医療機関等と連携し、完全に治癒するまでその状況を確認する。
- ・財産への被害については、警察の方針を踏まえ、必要に応じて本校または区教育委員会といじめを行った児童およびその保護者とが十分に協議し、適切に回復がなされるように努める。
- ・精神的な被害については、その状況を的確に把握し、保護者の理解を得ながら、医療や福祉等の関係機関、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉分野の専門家と連携して支援を行う。

(2) いじめを行った児童に対する指導および支援

ア 教職員の毅然とした指導

- ・複数の教職員で適切に役割を分担し、いじめを行った児童の行為に対して、毅然とした態度でいじめは絶対に許されないことを指導する。その上で、全教職員の総力により、二度と同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止する。
- ・いじめを行った児童が自身の行為の誤りを振り返り、改善が見られた場合には、どのように行動すれば、本校の全ての児童が安心して学校生活を送ることができるようになるかを考えられるように促し、自己の目標を決める等して実践できるよう指導する。

イ 保護者への説明、協力関係の構築

- ・いじめを行った児童に対する指導や更生に向けた支援に当たっては、保護者の理解と協力が欠かせないことから、事前に本校としての指導や対応の方針を説明し、理解を得るようにする。
- ・いじめを受けた児童およびいじめを行った児童の保護者の認識が異なり、関係が悪化したり争いが起こったりすること等が想定される場合には、校長は区教育委員会の指導・助言を受けながら、互いが面会する機会を設定し、問題の解決に向けて双方が理解し合えるように調整を図る。
- ・いじめに関わる関係児童の保護者が子どもとの関係に悩みを抱えている場合等には、

スクールカウンセラーが相談に応じる等して、本校と保護者の信頼関係の構築に努め、対応する。

ウ 教職員、スクールカウンセラーによる支援

- ・いじめを行った児童の行為の背景には、いじめを行った児童が過去に深刻ないじめ等を受けていたときに生じた心の傷が原因となっている場合もある。必要に応じて教職員やスクールカウンセラーが面接等を通して、いじめを行った児童が自身の行為に対する振り返りを促す支援を行い、感情のコントロール、適切な人間関係づくりなどの具体的な方策について十分に指導する。

エ 別室での学習の実施

- ・いじめを行った児童に繰り返し指導したにもかかわらず、いじめの行為を続けるなど、いじめを受けた児童が安心して学習できるようにならない場合には、必要に応じて、いじめを行った児童を、いじめを受けた児童が学習する教室以外の教室等で学習させる。

オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した支援

- ・いじめを行った児童の行為が、犯罪行為として取り扱われるべきと思われるなど、重大性が高い場合には、速やかに大崎警察署に連絡し、連携して対処する。
- ・本校で指導を行っているにもかかわらず、いじめを行った児童の行為に改善が見られない場合等、いじめを受けた児童に対して、今後も生命、身体、財産に被害を及ぼす可能性がある場合は、直ちに警察に通報して援助を求める。
- ・その他、いじめを行った児童の置かれている環境やこれまでの行為等を踏まえ、児童相談所等の関係機関と連携して、行為の改善への支援を行う。

カ 懲戒による指導、出席停止による他の児童の安全確保

- ・いじめを行った児童への指導を継続的に行っているにもかかわらず、いじめを受けた児童や周辺児童の学習が妨げられる等、状況に改善が図られないと判断した場合には、校長による訓告等の懲戒を加える。
- ・本校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめを繰り返す場合は、いじめを行った児童の保護者に対して出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童や周囲の児童が安心して教育を受けられるようにするための措置を講ずるか否か、区教育委員会の判断を仰ぐ。
- ・措置を講ずる場合には、いじめを受けた児童の学習環境の確保といじめを行った児童の更生への支援の両面から、必要最低限の措置で効果を上げられるよう、計画的に実施する。特に、いじめを行った児童の学習権が保障されるよう、家庭の状況等を含めた当該児童の実態を考慮して適切に指導・支援を行う。

(3) 周辺児童に対する指導・支援

- ・周囲にいた周辺児童についても、学校生活が充実したものになるよう、いじめを受

けた児童およびいじめを行った児童と同様に継続した支援を行う。具体的には、「出欠状況の確認」「日頃のコミュニケーションの様子や日常の観察」「アンケート調査」「保護者（家庭）・地域との連携」が考えられる。

- ・児童の心身の状態に基づき、必要に応じてスクールカウンセラーと連携しながら対応していく。

（４）学校関係者や地域、関係機関と連携した対応

重大事態に該当するようないじめが発生した場合は、周囲にいる周辺児童を通して、多くの保護者がその事実を知ることもある。本校は、必要に応じていじめを受けた児童の保護者の理解を得て、同じ学年や学級の保護者やP T A役員等に、事実経過や本校の対応方針等を説明し、必要に応じて問題解決に向けた協力を依頼する。

重大事態が、いじめを受けた児童といじめを行った児童の関係にとどまらず、本校全体の問題に発展して、周辺児童やその保護者に不安を生じさせるような事態に至った場合は、本校は、地域や関係機関等の専門的な立場から助言や協力を受け、問題を根本から解決させるための取組を推進する。

ア 保護者・P T A等の協力体制

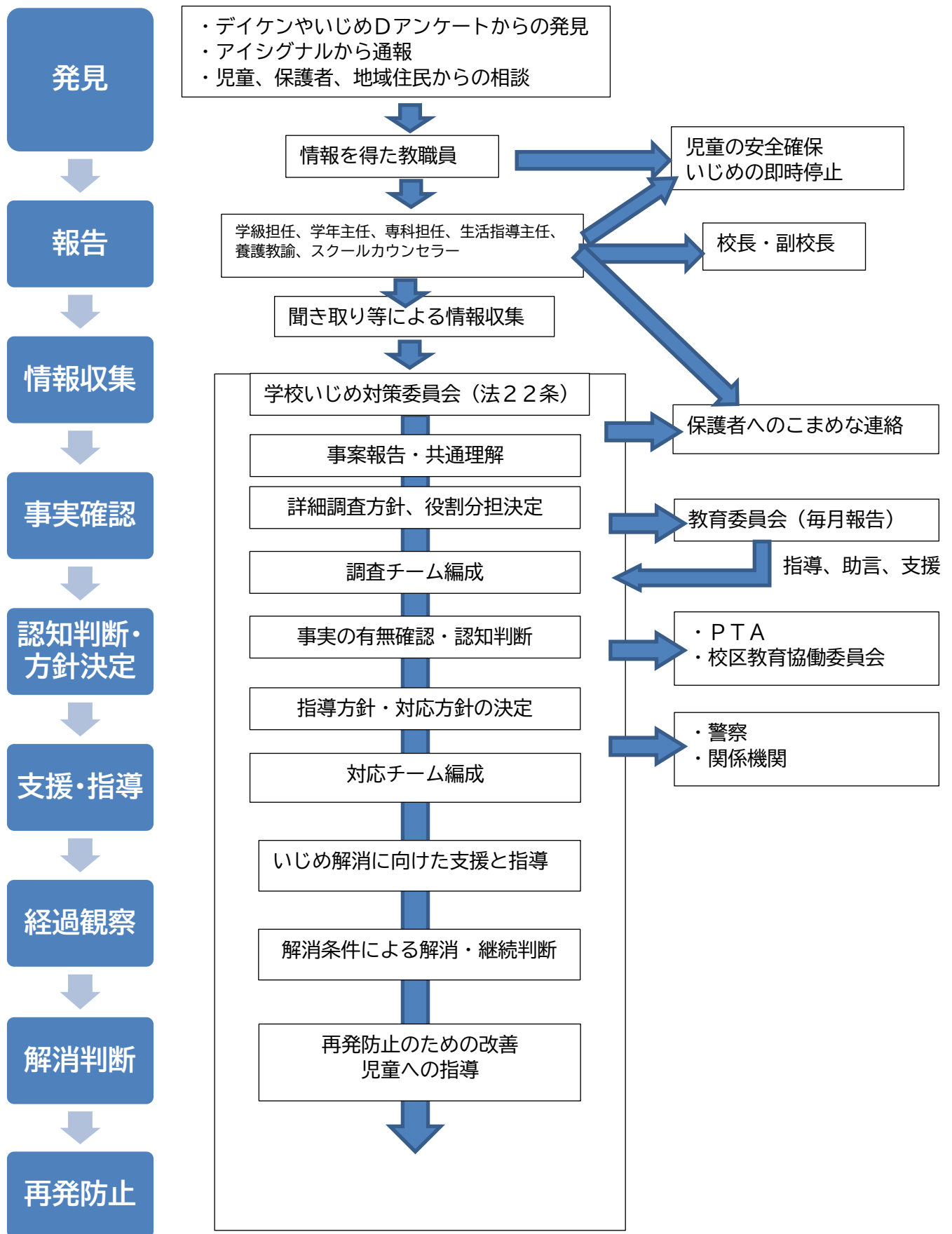
- ・いじめを行った児童が集団で暴行を加えた等、犯罪に該当する重大性の高いいじめの行為が確認された場合、いじめを受けた児童が生命にかかわる事態に至った場合、報道される状況が発生した場合等には、区教育委員会との連携の下に緊急保護者会等を開催し、個人情報に十分留意した上で、事実経過や本校の対応等の現状について説明する。
- ・必要に応じて、問題の解決や事態の収拾のため、保護者やP T A役員等に協力を依頼し、教職員と保護者の協力体制を確立する。

イ 校区教育協働委員会や関係機関との連携

- ・本校はいじめの発生状況や対応状況について、個人のプライバシーに配慮しつつ、校区教育協働委員会、「学校サポートチーム」、地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、保護司、町会・自治会役員、青少年対策地区委員、大崎地区人権擁護委員、卒業生、卒業生の保護者等）、警察、子ども家庭支援センター、児童相談所、児童センター、すまいるスクール等の関係機関との情報共有を行う。本校の対応のみでは解決に至らない場合は関係機関に協力を依頼する。

10 その他

(1) いじめ発見から対応までの流れ



(2) いじめの未然防止および早期発見のための年間計画

月	研修・会議内容	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの定義、基本方針の理解（4月2日職員連絡会・生活指導オリエンテーション） ・学校いじめ対策委員会開催（4月24日） ・休み明けの児童の所在確認（4月7日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・トリプルチェンジの授業実施に向けて、準備を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケンの実施（4月21日より） ・いじめDアンケートなどの調査ツールの確認・引継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式（4月6日）、保護者会（4月16日、22日、23日）で、保護者に学校いじめ防止基本方針の説明 ・校区教育協働委員会報告する。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会開催（5月22日） 		<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン実施 ・いじめDアンケート実施（5月12・13日） 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導夕会で「ふれあい月間「いじめ発見のポイント」に基づくいじめの実態把握 ・学校いじめ対策委員会開催（6月24日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ予防授業実施（第1回） ・学校風土調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン実施 ・いじめDアンケート・NiCoLi 実施（6月9・10日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティ教室（6月19日）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ対策委員会開催（7月17日） 		<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティ教室（7月7日）
8月				
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・休み明けの児童の所在確認（9月1日） ・学校いじめ対策委員会開催（9月18日） ・いじめ防止に関する研修 		<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン実施 ・いじめDアンケート実施（9月8・9日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談でNiCoLiの結果について情報共有する。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導夕会で「ふれあい月間いじめ発見のポイント」に基づくいじめの実態把握 ・学校いじめ対策委員会開催（10月23日） ・いじめ防止に関する 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ予防授業実施（第2回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・デイケン実施 ・いじめDアンケート・NiCoLi 実施（10月6・7日） 	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティ教室（10月27日）

	研修			
11月	・学校いじめ対策委員会開催(11月18日)		・デイケン実施 ・いじめDアンケート実施(11月10・11日)	
12月	・学校いじめ対策委員会開催(12月25日)	・学校風土調査の実施	・デイケン実施	
1月	・休み明けの児童の所在確認(1月7日) ・生活指導夕会で「ふれあい月間いじめ発見のポイント」に基づくいじめの実態把握 ・学校いじめ対策委員会開催(1月20日)	・いじめ予防授業実施(第3回)	・デイケン実施 ・いじめDアンケート・NiCoLi実施(1月13・14日)	
2月	・学校いじめ対策委員会開催(2月22日) ・いじめ基本方針の見直し		・デイケン実施 ・いじめDアンケート実施(2月9・10日)	
3月	・学校いじめ対策委員会開催で今年度の取組の振り返り、次年度の基本方針や指導計画について確認(3月17日)		・デイケン実施	